流山市農業委員会平成30年第12回総会議事録

平成30年12月10日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成30年第12回総会議事録

- 1 期 日 平成30年12月10日(月)
- 2 場 所 流山市役所305会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 3番 中嶋 清 4番 小菅 康男
- 5 出席委員・推進委員(委員12名/推進委員4名)

1番 鈴木 亨 2番 金子 孝博 3番 中嶋 清 4番 小菅 康男 5番 染谷 一嘉 6番 石井 保 7番 吉田 達弘 8番 岡田 長政 9番 山﨑 日出男 10番 小嶋 悦子 11番 小倉 節子 12番 水代 啓司 推進委員 秋元 正 推進委員 酒巻 孝美 推進委員 増田 正美 推進委員 小林 常男

- 6 欠席委員·推進委員(委員0名/推進委員0名)
- 7 書記名 副主査 斉藤 恒夫
- 8 事務局 事務局次長 秋元 学

事務局次長補佐 田村 敏一

- 9 会議目次

## ▲開会 午後3時25分

○水代議長 それでは、ただ今から平成30年第12回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は 成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることをご報告いたします。 次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、 議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**〇水代議長** 異議なしと認めます。

3番 中嶋委員、4番 小菅委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。 秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この 議案書の「会議目次」をご覧いただきたいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第52号「平成31年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」までの6議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第33号「合意解約の通知について」から報告第35号「専決処理の報告について」を報告させていただきたいと思います。

説明は、以上です。よろしくお願いします。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

- 〇水代議長 なしと認めます。
- **〇水代議長** これより議事に入ります。

議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第47号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成30年12月10日提出

議案の1番の権利者は、流山市大字上貝塚の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市桐ヶ谷の田1筆、面積は1,031平方メートルです。

申請事由ですが、耕作意欲の向上のため、贈与するものです。

議案案内図については、1ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案の2番と3番は関連がありますので、一括して説明いたします。権利者は、流山市大字上貝塚の方で、職業は農業及び兼業です。

申請がありました土地は、流山市桐ヶ谷の田2筆、合計面積は2,062平方メートルです。

申請事由ですが、耕作意欲の向上のため、贈与するものです。

議案案内図については、1ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案4番の権利者は、流山市大字小屋の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市上新宿の畑1筆、面積は1,164平方メートルです。

申請事由ですが、農地の売却に伴い、代替地として、売買で取得するものです。 議案案内図については、2ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案5番の権利者は、流山市大字下花輪の方で、職業は兼業の方です。

申請がありました土地は、流山市下花輪の田1筆、面積は700平方メートルです。申請事由ですが、農業後継者育成のため、贈与するものです。

議案案内図については、3ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農地法第3条許可申請は、以上の5件です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

- **〇水代議長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。 小倉委員長。
- ◎小倉委員長 議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は、5件であります。

本案については、現地調査及び関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。 申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

議案の1番の申請地は、東武線初石駅の西約2キロメートルに位置している田1筆で、面積は1,031平方メートルであります。

申請理由は、耕作意欲を高めるため、贈与するものであります。

申請地の田は、稲刈り済みの状況でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約4.1~クタールで、農業従事者は3名です。

続きまして、議案の2番と3番につきましては、同一世帯で関連がありますので、一括してご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の西約2キロメートルに位置している田2筆で、合計面積は2,062平方メートルであります。

申請理由は、耕作意欲を高めるため、贈与するものであります。

申請地の田は、稲刈り済みの状況でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約1.2~クタールで、農業従事者は4名です。

続きまして、議案の4番について、ご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の南約1.1キロメートルに位置している畑1筆で、面積は1,164平方メートルであります。

申請理由は、農地の売却に伴い、その代替地として購入するもので、売買金額は、総額で約1,400万円とのことでした。

申請地の畑は耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約1.8~クタールで、農業従事者は5名です。

続きまして、議案の5番について、ご報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、流鉄流山駅の北約2キロメートルに位置している田1筆で、面積は700平方メートルであります。

申請理由は、農業後継者育成のため、贈与するものであります。

申請地の田は稲刈り済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約2.4~クタールで、農業従事者は3名です。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、それぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

〇水代議長 ありがとうございました。

なお、本案の1番については、山﨑委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

山﨑委員の退席を求めます。

(午後3時34分 山﨑委員 退席)

○水代議長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(哲疑)

**〇水代議長** ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

〇水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第47号の1番について、原案のとおり許可することに、 養成の方は挙手をお 願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第47号の1番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

山﨑委員の除斥を解きます。

(午後3時35分 山﨑委員 入室)

**〇水代議長** 次に、本案の2番から5番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

**〇水代議長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第47号の2番から5番について、原案のとおり許可することに、 賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第47号の2番から5番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

**〇水代議長** 次に、議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第48号

農地法第4条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成30年12月10日提出

権利者は、流山市大字下花輪にお住いの方です。

申請がありました土地は、流山市下花輪の現況畑1筆、転用面積は415.33平方メートルです。

転用目的につきましては、農業用倉庫用地とするもので、この申請地の案内図と 計画図については、4ページと5ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農地法第4条許可申請につきましては、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

**○水代議長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。 小倉委員長。 ◎小倉委員長 議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議 いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、流鉄流山駅の北約1キロメートルに位置し、周囲は小集団の農業投資の行われていない10~クタール未満の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

申請者は、流山市大字下花輪にお住いの方です。

申請理由については、申請者は、農業用機械を多数所有しており、今回、農業用倉庫を建設するため、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について、ご説明いたします。 路面を透水性のアスファルトで舗装し、軽量鉄骨造 平屋建て、面積約85平方メートルの倉庫を建設する計画です。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりとなっております。

次に、資金計画についてですが、倉庫の建設費が約1,600万円で、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

他法令の関係につきましては、都市計画法が該当し、現在、申請手続き中であります。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

〇水代議長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いします。

(なしの声あり)

〇水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第48号について、原案のとおり許可することに、 賛成の方は挙手をお願いい たします。

挙手、全員であります。

よって議案第48号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。 ありがとうございました。

**〇水代議長** 次に、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久)

転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第49号

農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成30年12月10日提出

本件の申請につきましては、市街化調整区域内の農地を売買で取得、また賃借権を設定して学校用地に農地転用することから、農地法第5条の規定に基づき、許可申請されたものです。

申請がありました権利者は、流山市です。

申請地は、流山市大畔の田畑7筆、転用面積は15,272平方メートルです。(開発事業区域面積約24,088平方メートル)

次に、移転の原因は売買及び賃借権の設定です。

申請理由ですが、流山おおたかの森駅周辺の人口が急増しており、今後も人口増加が想定されることから、平成33年4月の開校を目指し、新設小学校を整備するものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、流山おおたかの森駅の北西約1.1キロに位置する農地で、周囲は農業公共投資の対象となっていない規模が10~クタール未満の農地であることから、第2種農地と判断しました。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○水代議長 これより、本件に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

- ◆1番(鈴木委員) 権利が売買と賃借権の2つあると説明がありましたが、先ほどの全員協議会の中での事業費には賃借権の金額も含まれるのですか。
- ◎秋元次長 売買金額だけです。
- ◆水代議長 賃借料はいくらですか・
- ◎秋元次長 正式契約前で、まだ賃借料は決まっていません。
- **〇水代議長** ほかにご質問ございますか。

(なしの声あり)

**〇水代議長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第49号について、許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第49号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。 ありがとうございました。

**〇水代議長** 次に、議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といた します。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第50号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

平成30年12月10日提出

議案の1番の権利者は、流山市中にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市平方にあります畑1筆で、面積は644平方メートルです。利用権の設定期間は、新規により10年間で、移転の原因は使用貸借です。

本件の議案案内図については、6ページにございますので、併せてご参照ください。 続きまして、議案の2番の権利者は、流山市大字西深井にお住いの方で、職業は 農業です。

対象となる農地は、流山市西深井にあります畑1筆で、面積は776平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間で、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図については、7ページにございますので、併せてご参照ください。 続きまして、議案の3番の権利者は、流山市大字南にお住いの方で、職業は農業 です。

対象となる農地は、流山市南にあります田1筆で、面積は1,031平方メートルです。利用権の設定期間は、更新により6年間で、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図については、8ページにございますので、併せてご参照ください。 今月の農用地利用集積は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

- **〇水代議長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。 小倉委員長。
- ◎小倉委員長 議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。 今月の案件は、新規が2件、更新が1件であります。

議案の1番は、新規により10年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は40歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。

申請地については、写真のとおりで、耕起済みの状態でした。

続きまして、議案の2番は、新規により3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は29歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は200日であります。

申請地については、写真のとおりで、耕起済みでした。

続きまして、議案の3番は、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で、年齢は56歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は365日であります。

申請地については、写真のとおりで、稲刈り済みでした。

以上のことをもとに審議いたしましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。 以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

〇水代議長 ありがとうございました。

なお、本案の3番については、鈴木委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

鈴木委員の退席を求めます。

(午後3時49分 鈴木委員 退席)

○水代議長 これより、本案の3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

**〇水代議長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第50号の3番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 挙手、全員であります。

よって議案第50号の3番については、承認することに決定いたしました。

鈴木委員の除斥を解きます。

(午後3時50分 鈴木委員 入室)

- **〇水代議長** 次に、本案の1番と2番に対する質疑に入ります。
  - 質疑をお持ちの方は、挙手をお願いします。
- ◆7番(吉田委員) 1番についてですが、賃料が無料ということですが、利用集積の賃料について、近隣市の実態を数か月前に事務局に調査していただきましたが、その結果はどのような内容だったのですか。
- ◎秋元次長 調査した中には、耕作して頂くだけでありがたいとのことで、無償で使用 貸借しているところがありました。
- ◆7番(吉田委員) わかりました。
- 〇水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

〇水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第50号の1番と2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第50号の1番と2番について、承認することに決定いたしました。 ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第51号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第51号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて 次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求める。

平成30年12月10日提出

申請者は、流山市駒木台にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市駒木台の畑3筆、面積は496平方メートルです。変更後の地目につきましては、宅地です。

次に、本件につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地として、20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合せるために、証明願の提出があったものです。

次に、本件の議案案内図については、9ページと10ページにございますので、ご 参照ください。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

- **〇水代議長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。 小倉委員長。
- ◎小倉委員長 議案第51号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願い について」ご報告いたします。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武 線江戸川台駅の東約1.3キロメートルに位置している土地であります。

申請者が昭和41年に相続により取得した土地で、昭和45年以前から、宅地として利用されていたとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成7年5月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と 異なることから、地目を一致させるため、願出があったものであります。現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の状況となっていることを確認いたしました。 以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

〇水代議長 ありがとうございました。

なお、本案については、岡田委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。 岡田委員の退席を求めます。

(午後3時55分 岡田委員 退席)

**〇水代議長** これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

**〇水代議長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第51号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第51号については、証明することに決定いたしました。

岡田委員の除斥を解きます。

(午後3時56分 岡田委員 入室)

**〇水代議長** 次に、議案第52号「平成31年度流山市農地等利用最適化推進施策に 関する意見について」を議題といたします。

議案の朗読を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第52号

平成31年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について 農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、平成31年度流山市農地 等利用最適化推進施策について、別紙のとおり意見する。

平成30年12月10日提出

はじめに、農地等利用最適化推進施策に関する意見についてですが、農業委員会等に関する法律の規定により、農地等利用最適化の推進に関する事務を、より効率的かつ効果的に実施するため、農地等利用最適化推進施策の改善について、市長に対して意見書を昨年12月に提出したところであります。

今回、委員の皆さまからいただいたご意見等をもとに、総合農政検討委員会の皆さまにご検討を重ねていただき、その案がまとまりましたことから、本日の総会に上程させていただいたものであります。

次に、皆様のお手元に配布させていただきました資料の中で「平成31年度流山市 農地等利用最適化推進施策に関する意見」を朗読させていただきたいと思いますの で、資料をご覧いただきたいと思います。

(朗読)

意見(案)のご説明につきましては、以上です。 よろしくお願い申し上げます。

- 〇水代議長 以上をもって、議案の朗読が終わりました。 本案について、総合農政検討委員会委員長から報告を求めます。 山﨑委員長。
- ◎山崎委員長 議案第52号「平成31年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」をご報告いたします。

本案につきましては、総合農政検討委員会を10月から12月にかけて、総会前に、 委員全員のご出席をいただき、検討を行ってまいりました。

今回の意見書につきましては、農業委員会法に位置付けられました農地利用最適 化の推進に関する事務を、より効率的かつ効果的に実施するため、農地利用最適化 推進施策の改善について、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生 防止・解消、新規参入の促進、さらには、「農業振興地域整備計画の策定の検討」な どについて、市長に対して意見を提出するものであります。

次に、この意見書の作成に当たりましては、委員皆さまからご意見を頂戴し、作成 してまいりました。

その結果、「平成31年度の流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見」については、

1項目の「担い手への農地利用の集積・集約化」では、「担い手の育成」で2点、「農業経営の向上」で7点、「農機具等による事故防止」で6点のご意見がございました。

2項目の「遊休農地の発生防止・解消」では、「遊休農地対策の拡充」で4点、「生産操地指定の促進」で4点、「生産基盤の整備」で6点のご意見がございました。

3項目の「新規参入の促進」では、「新規就農者や農地所有適格法人等の農業参入に対する支援」で2点、「農業後継者の育成」で4点のご意見がございました。

4項目の「その他」では、「農業振興地域整備計画の策定の検討」で4点、「地域の合意形成」で2点、「都市と農業等の共生を目指す条例づくり」では4点、「その他」で3点の意見がございました。

その後、文言等の修正などを行い、別添のとおりとなりました。 以上で、総合農政検討委員会における報告を終わらせていただきます。 よろしくお願いいたします。

**〇水代議長** これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第52号について、原案のとおり、意見を提出することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第52号については、原案のとおり、意見を提出することに決定いたしました。

ありがとうございました。

- **〇水代議長** 次に、報告第33号「合意解約の通知について」報告を求めます。 秋元次長。
- ◎秋元次長 議案書の9ページをご覧ください。

報告第33号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。 平成30年12月10日報告

合意解約が行われました1番の農地につきましては、流山市桐ケ谷にあります田2 筆、面積は2,062平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、本年10月29日であります。

また、当該農地については、議案書の1ページの議案第47号の2番と3番にありますとおり、農地法第3条の規定により贈与されるため、解約されたものです。この報告の議案案内図につきましては、1ページにありますので、ご参照ください。

続きまして、2番の農地は、流山市上新宿にあります畑1筆、面積は1,420平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、本年10月30日であります。

この報告の議案案内図につきましては、11ページにありますので、ご参照ください。 続きまして、3番の農地は、流山市北にあります畑1筆、面積は1,689平方メート ルで、合意解約通知書の受付日は、本年10月30日であります。この報告の議案案 内図につきましては、12ページにありますので、ご参照ください。

続きまして、4番の農地は、流山市大畔にあります畑1筆、面積は1,000平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、本年11月22日であります。この報告の議案案内図につきましては、13ページにありますので、ご参照ください。

また、当該農地につきましては、議案書の3ページの議案第49号にありますとおり、 農地法第5条の規定に基づく学校用地への転用に際して、解約通知がなされたもの であります。

今月の合意解約の報告につきましては、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

- **○水代議長** ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。 (なしの声あり)
- 〇水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第34号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第34号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

平成30年12月10日報告

報告の1番につきましては、本年5月の総会で審議がなされ、5月25日付けで許可 となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の14ページと15ページにございます。

また、本件につきましては、先月5日に第1小委員会の皆さまに、ご確認をいただきました。

続きまして、報告の2番につきましては、本年8月の総会で審議がなされ、8月9日付けで、許可となった案件です。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の16ページと17ページにございます。

また、本件につきましては、先月6日に、小倉委員・金子委員に、ご確認をいただきました。

続きまして、報告の3番につきましては、平成27年5月の総会で審議がなされ、同年6月15日付けで、許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の18ページと19ページにございます。

また、本件につきましては、先月20日に小倉委員、岡田委員にご確認をいただきました。

続きまして、報告の4番につきましては、本年3月の総会で審議がなされ、3月27日付けで、許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の20ページと21ページにございます。

また、本件につきましては、先月20日に小菅委員、鈴木委員にご確認をいただきました。

最後に、現地確認した際の写真につきまして、スライドにしておりますので、併せて ご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

**○水代議長** ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。 (なしの声あり)

- 〇水代議長 特にないようですので、次に進みます。
- **〇水代議長** 次に、報告第35号「専決処理の報告について」報告を求めます。 秋元次長。
- ◎秋元次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第35号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月10日報告

最初に、1の農地法第3条の3の規定による届出について、ご報告いたします。

今月の農地法第3条の3の届出の報告は、2件、22筆、面積9,773平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。 今月の農地法第4条の届出のご報告は、4件、9筆、面積2,993平方メートルです。 添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしま した。

次に、3の農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告いたします。 今月の農地法第5条の届出の報告は、38件、156筆、面積67,063.98平方メートルであります。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

今月ご報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が3件、その他の建物施設用地が1件の計4件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が21件、マンションの区分所有が11件、その他の建物施設用地が6件の合計38件の届出がありました。 今月の専決処理の報告は、以上です。よろしくお願いします。

- **〇水代議長** はい、ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
- ◆(増田推進委員) 議案書13ページ、1番の内訳に登記地目「用悪水路」2筆とありますが、どういうものですか。
- ◎秋元次長 登記地目が用悪水路ですが、現況は畑・田1筆ずつの内容です。
- **〇水代議長** 他にご質問ございますか。

(なしの声あり)

- 〇水代議長 特にないようですので、次に進みます。
- 〇水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了い

たしました。

これをもって、平成30年第12回流山市農業委員会総会を終了いたします。 慎重審議をいただき、ありがとうございました。

## △閉会 午後4時20分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。 平成30年12月10日

流山市農業委員会長	水代答司
流山市農業委員会委員	少遇 菏
流山市農業委員会委員	小香康男